

基本スキル編 「スクール・コンプライアンス」

独立行政法人教職員支援機構

チーフ研修プロデューサー 新名主 洋一



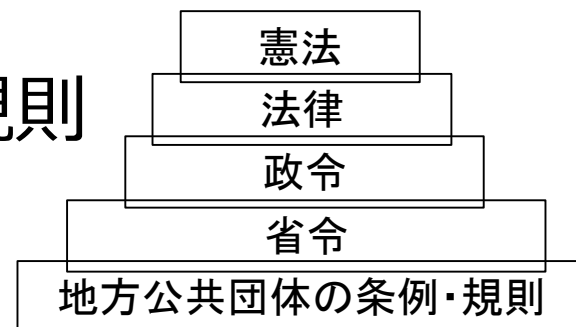
独立行政法人教職員支援機構

「スクール・コンプライアンス」とは

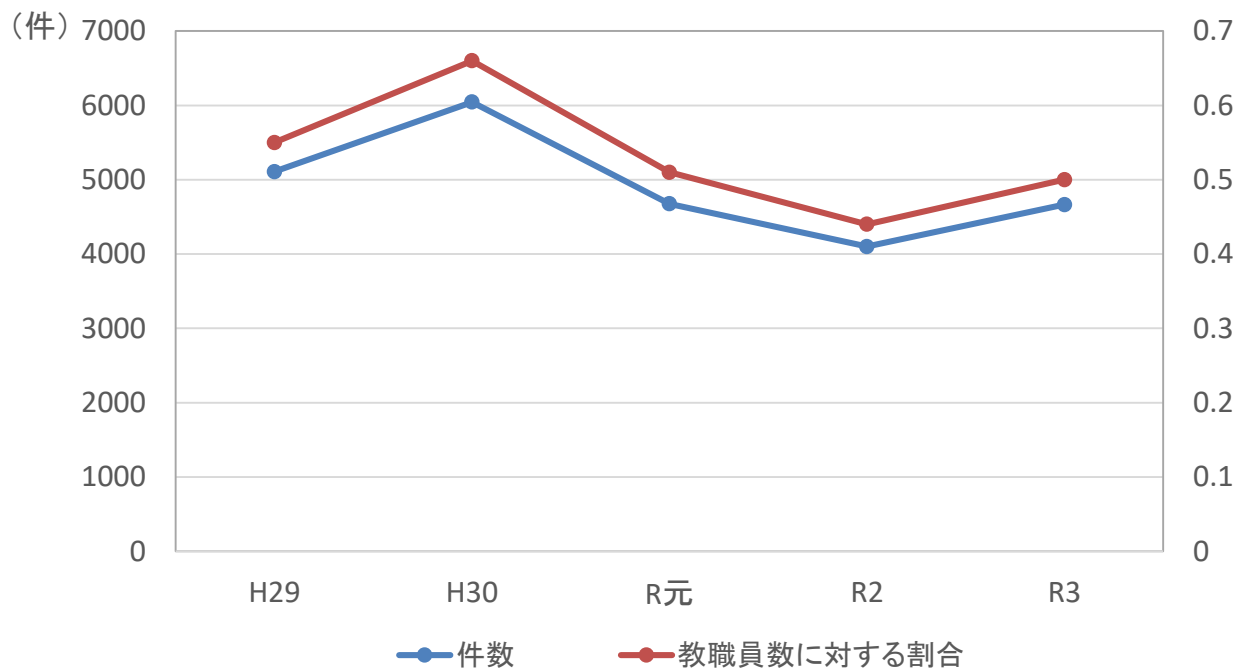
法令遵守：法令、規則等のルールを守ること

【教育に係る法令（一部）】

- ・ 日本国憲法（国）
- ・ 教育基本法（国）
- ・ 学校教育法（国）
 学校教育法施行令、学校教育法施行規則
- ・ 地方公務員法（国）
- ・ 教育公務員特例法（国）
- ・ 学校管理規則（地方自治体）
- ・ 学校職員の服務に関する条例・規則
 （地方自治体）



学校職員の不祥事



(参考：「令和3年度公立学校職員の人事行政状況調査」文部科学省)

法令

= 学校の業務等の根拠
= 信頼関係の根本



体罰

学校教育法

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

※懲戒：学校教育法施行規則 第26条

【関連する法令等】

- ・ 刑法204条（傷害罪）、刑法209条（過失傷害罪）
- ・ 刑法208条（暴行罪）
- ・ 刑法223条（強要罪）
- ・ 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）第19条（1994年 批准）

学校職員の服務

地方公務員法

(服務の根本基準)

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

第32条 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

第33条 信用失墜行為の禁止

第34条 秘密を守る義務

第35条 職務に専念する義務

第36条 政治的行為の制限

第37条 争議行為等の禁止

第38条 営利企業への従事等の制限

「いじめ」と法

いじめ防止対策推進法

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈参考〉

- ・ いじめの防止のための基本的な方針
- ・ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

【関連する法令等】

- ・ 日本国憲法 第11条 基本的人権の尊重
- ・ 刑法
- ・ 民法

学校で扱う個人情報

- 電話連絡網
- 健康診断票
- 名簿
- 成績 等

個人情報の保護に
関する法律
(個人情報保護法)



著作権

読み物
絵画
音楽



著作権法

- 第32条 引用
- 第35条 学校その他の教育機関における複製等
- 第36条 試験問題としての複製等
- 第38条 営利を目的としない上演等



研修

地方公務員法

(研修)

第39条 職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。

教育基本法

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

教育公務員特例法

(研修)

第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

研修

教育公務員特例法

(研修の機会)

第22条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のまま、長期にわたる研修を受けることができる。



おわりに

〈その他の法令〉

- ・ 教育職員免許法
- ・ 労働基準法
- ・ 道路交通法
- ・ 男女雇用機会均等法 等

法令についての意識を
常に高く保つ

=

信頼される学校

- ・ 研修を受講する。
 - ・ 教育活動と法令の関連を確認する
習慣をもつ。
- ⇒まずは、日常の生活から

